

茨城県広域火葬計画

第1 総則

1 目的

この計画は、災害等発生時における広域火葬を円滑に実施するため、県、市町村及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定める。

2 定義

- (1) この計画において、「災害等」とは、災害の他、武力攻撃災害及び新型インフルエンザ等の感染症の大流行などをいう。
- (2) この計画において、「広域火葬」とは、災害等により被害を受けた市町村（以下、「特定市町村」という。）が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む）において、県内及び県外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

3 基本方針

県、市町村及び火葬場設置者は広域火葬が必要となった場合は、死者の尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、本計画に基づき広域火葬を実施するものとする。

4 災害時相互応援協定との関係

この計画は、他の地方公共団体と締結した相互応援協定等と整合性を図り、円滑な広域火葬の実施及び遺体の適正な取扱に対応するものとする。

第2 平常時における対応

1 火葬場及び連絡担当部局の把握

県は、次の事項を定期的に把握し、市町村及び火葬場設置者に情報提供するものとする。

- (1) 県内及び近隣県の火葬場に係る名称、所在地、連絡先、火葬炉数等の必要な情報
- (2) 市町村及び火葬場設置者及び近隣県の広域火葬に関する連絡担当部局の名称、連絡先及びその他必要な事項

2 広域火葬等実施組織の整備

市町村及び火葬場設置者は、災害等発生時における遺体の取扱体制、火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。

3 資機材等の確保及び関係事業者との協定締結

(1) 市町村及び火葬場設置者は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。

(ア) 資機材等の確保

- ・ 棺及びドライアイス等並びに作業要員の確保
- ・ 災害等発生時に使用する遺体安置所
- ・ 災害等発生時における火葬場までの搬送手段及び搬送経路

(イ) 協定等の締結

災害等発生時における資機材の確保を目的とした葬祭業者、霊柩車運行業者等の関係事業者又は関係団体との協定の締結

(ウ) 緊急通行車両の届出

遺体の搬送及び資機材の搬送に使用する車両に係る災害対策基本法第76条第1項の規定による緊急通行車両の届出

(2) 県は、必要に応じ遺体の保存及び火葬に必要な資機材の確保並びに遺体搬送の応援に係る協定等を関係事業者又は関係団体と締結し、市町村及び火葬場設置者を支援するものとする。

4 情報伝達手順等の整備

県は、市町村、火葬場設置者及び近隣都県間の広域火葬の円滑化を確保するために必要な情報伝達の手段、書類様式等をあらかじめ定めておくものとする。

5 訓練等

(1) 県は、市町村及び火葬場設置者等の協力の下に広域火葬の訓練を随時行うものとする。

(2) 火葬場設置者は、災害等を想定した訓練を随時行うものとする。

第3 災害等発生時の対応

1 広域火葬実施体制

県は、広域火葬が必要であると判断した場合は、保健福祉部生活衛生課に広域火葬のための担当窓口を設置し、情報収集及び連絡調整にあたるものとする。

2 被害状況の把握

- (1) 特定市町村は、災害等発生後、速やかに区域内の死者数の把握を行い、県に報告するものとする。
- (2) 火葬場設置者は、災害等発生後、速やかに火葬場の被害状況、火葬要員の安否、火葬能力及び応援の必要性等の把握を行い、県に報告するものとする。(様式第1号)
- (3) 県は、特定市町村及び火葬場設置者からの報告等により被害状況を把握し、国に報告するものとする。

3 広域火葬の応援・協力

- (1) 特定市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に広域火葬の応援を要請するものとする。(様式第2号)
- (2) 県は、特定市町村からの応援要請、把握した被災状況及び火葬場の被害状況等に基づき、広域火葬の実施を決定し、受入可能性のある火葬場設置者又は近隣都県に対し広域火葬の応援を依頼するとともに、国に報告するものとする。(様式第3号)
- (3) 県から広域火葬の協力依頼を受けた火葬場設置者は、可能な協力内容を県に回答するものとする。(様式第4号)
- (4) 県は、県内の火葬場及び近隣都県だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに国に対して近隣都県以外の都道府県への応援要請を依頼するものとする。
- (5) 県及び火葬場設置者は、近隣都県又は国から広域火葬の協力依頼があった場合には、(2)及び(3)を準用し、対応するものとする。

4 火葬場の割り振り及び調整

- (1) 県は、火葬場設置者、近隣都県等からの回答に基づき、応援火葬場を割り振り、特定市町村及び協力の承諾のあった火葬場設置者又は近隣都県等に通知するものとする。(様式第5号の1, 第5号の2, 第6号)
- (2) 特定市町村は、県の割り振りに基づき、協力の承諾のあった火葬場設置者と火葬実施方法等について詳細を調整するものとする。

5 火葬要員の派遣要請等

- (1) 火葬場設置者は、火葬要員の被災等により火葬場が稼働できない場合は、県に火葬要員派遣の手配を要請するものとする。
火葬に必要な燃料又は資機材の確保が困難な場合にあっても同様とする。
(様式第7号)
- (2) 県は、火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者又は近隣都県に対し火葬要員の派遣について依頼するとともに、国にその旨を報告するものとする。

また、県は燃料又は資機材の確保要請があった場合には、関係事業者又は関係団体に応援・協力を依頼するものとする。

6 遺体保存対策

- (1) 特定市町村は、速やかに遺体を火葬することが困難な場合には、十分な数の遺体安置所を設置するとともに遺体保存に必要な資機材を確保し、遺体を適切に保存するものとする。

なお、交通規制が行われている場合は、遺体保存のための資機材の搬入を緊急通行車両により行うものとする。

- (2) 特定市町村は、遺体保存に必要な資機材を確保できない場合には、県にそれらの手配を要請するものとする。(様式第8号)
- (3) 県は、特定市町村から遺体保存に必要な資機材の確保要請があった場合には、関係事業者及び関係団体に応援・協力を依頼するものとする。

7 遺体搬送手段の確保

- (1) 特定市町村は、遺体安置所から火葬場までの遺体搬送手段を確保し、効率的に搬送を行うものとする。

なお、交通規制が行われている場合は、遺体の火葬場までの搬送は緊急通行車両により行うものとする。

- (2) 特定市町村は、遺体搬送手段を確保できない場合には、県にそれらの手配を要請するものとする。(様式第8号)
- (3) 県は、特定市町村から遺体搬送手段の確保の要請があった場合には、関係団体等への応援・協力を依頼するものとする。

8 相談窓口の設置

特定市町村は、火葬に係る相談窓口を設置し、広域火葬についての情報提供及び火葬の受付を行うものとする。

なお、自然死、病死等災害等以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、火葬の受付を行うものとする。

9 火葬に係る特例的取扱

- (1) 市町村及び火葬場設置者は、特定市町村が迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後実施等、実態に応じた特例的取扱について県に協議するものとする。
- (2) 県は、市町村及び火葬場設置者から前記(1)の協議を受けた場合は直ちに国に承認を求め、その結果を市町村及び火葬場設置者に連絡するものとする。

10 引き取り者の無い焼骨の保管

特定市町村は、引き取り者の無い焼骨を火葬場から引き取り、遺骨保管所等に保管するものとする。

11 火葬実績の報告

- (1) 広域火葬を行った火葬場設置者は、自ら設置する火葬場における火葬実績及び特定市町村から搬入した広域火葬実績を、災害等による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に日報として報告するものとする。(様式第9号)
- (2) 県は、県内の火葬場からの日報を取りまとめ、国に報告するものとする。

12 広域火葬の終了

- (1) 特定市町村は、広域火葬を行う必要がなくなった場合は、県に連絡するものとする。
- (2) 県は、特定市町村からの連絡又は火葬状況の報告から判断して支障が無いと認める場合には、広域火葬を終了し、関係する市町村及び火葬場設置者、近隣都県等に周知するとともに国に報告するものとする。
- (3) 特定市町村は、火葬依頼実績を取りまとめ、県に報告するものとする。
(様式第10号)
- (4) 災害等により死亡した遺体の広域火葬を行った火葬場設置者は、火葬実績を取りまとめ、県に報告するものとする。(様式第11号)

第4 雑則

1 他の協定等との関係

この計画は、市町村又は火葬場設置者が他の市町村又は火葬場設置者と締結している災害等発生時の協定その他の契約に基づく火葬の応援・協力の実施を妨げるものではない。

附則

この計画は、平成25年4月1日から適用する。